

日本学生支援機構奨学金（新規申込者）説明会

日本学生支援機構奨学金は、貸与奨学金で経済的理由により修学に困難がある優れた学生に対し貸与されます。奨学金貸与終了後は、返還の義務が生じ、毎月決められた金額を返還することになります。

「貸与型奨学金」は、「返還の義務」があり、「必ず返還」をしなくてはなりません。申込みの際は十分考慮のうえ申込みをしてください。

また、令和2年4月より「高等教育の修学支援制度」が始まります。この制度は、日本学生支援機構の給付型奨学金（返還の義務なし）及び大学の入学金・授業料減免により支援する制度です。世帯所得等によって算出した結果に応じて支援区分が決定します。

◆新規申込者◆

新たに奨学金を希望する学部生及び大学院生を対象とした、日本学生支援機構奨学金の新規申込者説明会を実施しますので、新規で申込を希望する学生は必ず出席してください。※父母の参加はご遠慮ください。

なお、都合により出席できない場合は、事前に学生課へ申し出てください。

1. 日 時 令和2年4月6日(月)12:00～
※貸与奨学金説明後に給付奨学金(学部生のみ)
について説明を行います。

2. 場 所 54号館 5431教室

《注意》以下①～③を事前に準備しておいてください。
※説明会に持参する必要はありません。

【新入生のみ】

①最新の調査書(※成績証明書は不可)

※出身高校へすぐ依頼してください。(入試等で使用した調査書は不可)

②本人名義の奨学金振込口座の通帳コピー

③収入に関する証明書類(父母2名分)

※申込者本人・家計支持者のマイナンバーを期日までに日本学生支援機構へ簡易書留で郵送していただきます。(※大学に提出する書類ではありません)

下記の書類のうち、いずれかをご用意ください。

1.マイナンバーカード裏面(コピー) 2.マイナンバー通知カード(コピー) 3.マイナンバーが記載されている住民票写しまたは住民票記載事項証明書(コピー不可)